

児童福祉法の一部改正について

概要

障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

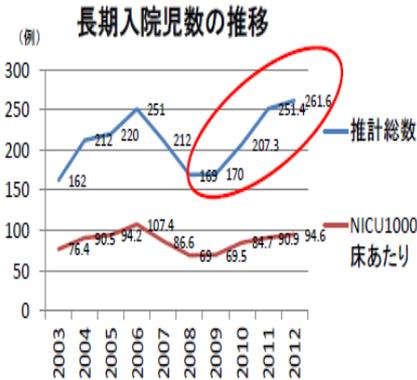
- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、**居室を訪問して発達支援を提供するサービス**を新設する
 - (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、**乳児院・児童養護施設の障害児**に対象を拡大する
 - (3) **医療的ケアを要する障害児**が適切な支援を受けられるよう、自治体において**保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする**
 - (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において**障害児福祉計画**を策定するものとする
- 施行期日平成30年4月1日 (3) については公布の日（平成28年6月3日）

医療的ケアを要する障害児

○ 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、**たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加している。**

【状況・推移】

- NICU長期入院児の年間発生数は、2010年以降再び増加傾向
- 特別支援学校等における医療的ケア児も増加傾向
- 主な介護者の負担感では、「介護、見守りのための時間的拘束に係る負担」について「負担感がある」「やや負担感がある」と答えた者が約8割となっている。
- 経管栄養、気管切開、人工呼吸器等が必要な児童のうち約9割がNICU・ICU（PICU含む）の入院経験があり、NICU等退院児の約6割以上が吸引や経管栄養を必要としており、約2割が人工呼吸器管理を必要とするなど特に高度な医療を必要としている。



NICU等の入院経験の有無 (N=894)		NICU等退院児の状態像 (N=797 (複数回答))			
区分	人	%	内容	人	%
NICU・ICU (PICU含む) への入院経験あり	797	89.2	吸引	520	65.2
NICU・ICU (PICU含む) への入院経験なし	86	9.6	経管栄養 (経鼻、胃ろう、腸ろう)	580	72.8
無回答	11	1.2	中心静脈栄養	25	3.1
			導尿	121	15.2
			在宅酸素療法	265	33.2
			咽頭エアウェイ	19	2.4
			計	797	100.0

出典：平成27年度厚生労働省社会・援護局委託事業「在宅医療ケアが必要な子どもに関する調査」速報稿



医療的ケアを要する障害児に対する支援

第五十六条の六第二項

「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」

関係機関による連携イメージ図

